

美しい前橋を目指して



前橋市は、雄大な赤城山の姿を仰ぎ見て、利根川や広瀬川の豊かな水流が市街地を潤す自然環境のもと、独自の歴史と文化を育んできました。こうした自然と文化の重層的な魅力が、現代的な都市景観と折り重なり、本市を特徴づける“県都としての風格”を形づくっています。

第七次前橋市総合計画では、「新しい価値の創造都市・前橋」を将来都市像に掲げ、教育・人づくり、結婚・出産・子育て、健康・福祉、産業振興、シティプロモーション、都市基盤を柱に、子育て支援など市民の暮らしを支える施策を中心に各分野の取組を推進しています。

こうした将来都市像の実現に向け、景観の分野でも、幅広い世代の市民の皆さまとともに未来志向のまちづくりを進める視点が必要となっています。今回の景観計画の改定では、幅広い世代の声を聞くことで「前橋らしさを感じられる景観特性」を確認し、本市の未来を見据えた景観形成の方針を示しました。

景観は、まちの印象を形づくる重要な要素であり、幅広い視点でまちを見つめると、これまで気づかなかった地域の特色や新たな可能性が見えてきます。今後は、景観を単なる保存対象ではなく、都市の将来像を描く礎と捉え、本市が培ってきた歴史と文化を、近年の創造的なまちづくりと融合させるとともに、景観を活かした取組を進めることでまちの魅力を高めていきたいと考えています。

また、景観形成は、行政のみで進められるものではなく、市民の皆さまや、地域に関わる多くの方々と方向性を共有しながら、身近な風景を大切に守り、育てていくことが重要だと感じています。日々の暮らしの中で景観を愛し、次の世代に残していこうとする皆さまの思いが原動力になります。引き続き、前計画で掲げたテーマである「振り返りたくなる風景がある」を大切にしながら、美しい前橋の実現に向け取り組んでまいります。今後とも、市民の皆さまのより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、多大なご協力を賜りました前橋市景観審議会の皆さまをはじめ、市民アンケートや対話型説明会において貴重なご意見をお寄せいただいたすべての皆さまに、深く感謝申し上げます、ごあいさついたします。

令和8年9月

前橋市長 **小川 あきら**

I	計画の趣旨	1
	1 計画改定の背景	2
	2 計画の目的	3
	3 計画の位置づけ・構成・計画期間	4
	4 計画の区域（景観法第8条第2項第1号）	5
II	前橋の景観特性	7
	1 景観形成のこれまでの歩み	8
	2 市民の実感	9
	3 地域における景観的な特徴	16
	4 景観資源と景観特性	35
III	景観形成の方針	43
	1 景観形成の方針（景観法第8条第3項）	44
	2 行動指針	46
IV	行為の制限に関する事項	47
	1 届出を要する行為	50
	2 景観形成の基準	51
	3 景観形成に係る他法令（例規）の基準	65
V	景観の誘導に関する事項	69
	1 エリア指定の仕組み	71
	2 物件指定の仕組み	72
	3 協働の仕組み	74
VI	景観形成重点地区	77
	1 指定区域について	78
	2 指定区域の位置	78
	3 指定区域の方向性	79
	4 指定区域における景観形成の基準	80
	5 指定区域における届出を要する行為	83

Ⅶ 新たな景観形成に向けて **85**

- | | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 4つの方針と関係する取り組みの連携手法 | 86 |
| 2 | 関係する計画・取り組み | 88 |

Ⅷ 計画の推進にあたって **93**

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 審議会と庁内連携 | 94 |
| 2 | 推進体制 | 95 |
| 3 | 景観形成に係る取組み | 96 |
| 4 | 建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制 | 97 |
| 5 | 景観形成重点地区の役割 | 97 |
| 6 | 赤城山景観ガイドラインの運用 | 99 |
| 7 | 前橋市文化財保存活用地域計画の活用 | 100 |

資料編 **101**

- | | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 計画の策定（改定）体制 | 102 |
| 2 | 計画策定（改定）の経緯 | 103 |
| 3 | 市民参加 | 104 |
| 4 | 色彩基準 | 107 |